

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税) (法人事業税、法人住民税：義 (自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の税目 (所得税：外) (国税) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>法人が、土地改良法による換地処分<sup>注1</sup>又は交換分合<sup>注2</sup>により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額（交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額）の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。</p> <p>注1）換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地（換地）を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分である。</p> <p>注2）交換分合とは、分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定することにより農用地の集団化を行う事業である。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 65 条、第 68 条の 72</p>
4	担当部局	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 3 年 5 月～ 8 月 分析対象期間：平成 28 年度～令和 2 年度
6	創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図る基礎となる農地の有効利用を着実に推進するため、土地利用型農業において地域の中心となる経営体に対して農地の利用集積を図る必要がある。</p> <p>このため、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」（平成 29 年より未来投資戦略 平成 30 年 6 月改定）及び同年 12 月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和元年 12 月</p>

		<p>改定)において、「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。</p> <p>令和2年度の目標値については、基準年度(平成25年度)から目標年度(令和5年度)までの期間(10年間)に毎年約3%／年増加させることとして算定し、70.6%としている。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○土地改良法(昭和24年法律第195号)</p> <p>第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 農業の持続的発展に関する施策</p> <p>(3) 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>① 担い手等への農地集積・集約化の加速化</p> <p>イ 農地中間管理機構のフル稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の集積・集約化が今後、更に重要になることを踏まえた現場の取組の推進を図る。</li> </ul> <p>○土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定)</p> <p>第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策</p> <p>2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策</p> <p>(1) 政策課題1:生産基盤の強化による農業の成長産業化</p> <p>イ 施策の成果目標</p> <p>②活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率約8割以上</li> </ul> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定 平成29年より未来投資戦略 平成30年6月15日改定)</p> <p>第I. 総論</p> <p>5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例</p> <p>(1) 民間の力を最大限引き出す</p> <p>⑤農林水産業を成長産業にする</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <p>今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される</p>

		<p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和2年12月15日改訂）</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立</p>												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>【大目標】</b></p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p><b>【中目標】</b></p> <p>2 農業の持続的発展</p> <p><b>【政策分野】</b></p> <p>⑦ 農地集積・集約化と農地の確保</p>												
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立する。</p> <p>令和2年度の目標値については、基準年度（平成25年度）から目標年度（令和5年度）までの期間（10年間）に毎年約3%／年増加させることとして算定し、70.6%としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積について、当該租税特別措置等により換地処分の円滑な実施を図り、2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に寄与する。</p>												
9 有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (実績)</th> <th>平成30年度 (実績)</th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農村振興局土地改良企画課調べ。</p> <p>※ 租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく調査結果は、本措置以外の適用数が含まれていることから、農村振興局土地改良企画課より各都道府県に対して調査を行い把握した。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用数については同一。</p>	区分	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	適用数	4	5	4	10	15
区分	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)									
適用数	4	5	4	10	15									

今後、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程においては、法人が農地を取得することを支援する必要がある。また、換地処分の地区全体の調整において、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例が認められている自然人との平等性の確保からも本措置は引き続き措置されることが必要である。

なお、本措置は換地処分等に伴い資産を取得する全ての法人に適用されるものであり、特定の者への偏りがあるものではない。

② 適用額

単位：百万円

区分	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)
適用額	41.10	18.90	1.95	13.83	62.54

※ 農村振興局土地改良企画課調べ。

※ 適用額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれていることから、農村振興局土地改良企画課より各都道府県に対して調査を行い把握した。

※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用額については同一。

③ 減収額

単位：百万円

区分	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)
法人税	9.62	4.42	0.45	3.21	14.51
法人事業税	2.75	1.27	0.13	0.93	4.38
法人住民税	1.24	0.57	0.06	0.41	1.02
減収額 計	13.61	6.26	0.64	4.55	19.91

※ 農村振興局土地改良企画課調べ。

※ 減収額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の減収額が含まれていることから、農村振興局土地改良企画課より各都道府県に対して調査を行い把握した。算定根拠は別紙のとおり。

※ 減収額の算出方法は、以下のとおり。詳細は別添を参照。

法人税及び法人事業税：適用額×税率（年度により変動）＝減収額

法人住民税：法人税減収額×税率（年度により変動）＝減収額

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率

区分	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)
農地集積率	72%	77%	78%	86%	83%

※ 農地集積率は、農林水産省の実施策に係る政策評価書に基づき記載。

なお、農地集積率とは、農業生産基盤整備事業の事業対象面積（受益面積）のうち、地域の中心となる経営体が耕作等を行う農用地面積の割合のこと。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

○本措置の適用があった農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率

区分	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)
農地集積率	94%	98%	97%	91%	85%

※ 農村振興局土地改良企画課調べ。

※ 農地集積率は、本措置の適用があった農業生産基盤整備地区への聞き取りにより把握。

農地集積率（％）＝ 農業生産基盤整備事業の完了時における事業実施地区内の地域の中心となる経営体の経営等農用地面積／農業生産基盤整備事業の完了時における当該事業の受益面積×100

平成28年度 ＝ 56.7ha / 60.1ha × 100 ≒ 94%

平成29年度 ＝ 455.3ha / 464.7ha × 100 ≒ 98%

平成30年度 ＝ 546.4ha / 563.1ha × 100 ≒ 97%

令和元年度 ＝ 710.4ha / 782.0ha × 100 ≒ 91%

令和2年度 ＝ 1,541.5ha / 1,823.0ha × 100 ≒ 85%

本措置の適用地区における農地集積率は、達成目標に係る測定指標を上回る実績を上げており、引き続き政策目的の実現を図るため、本措置の存続により、農地利用集積を推進する必要がある。

また、2023年度までに、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施することとしており、それに伴う換地処分を円滑に実施するため、本措置は引き続き措置されることが必要である。

		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置の適用があった減収額の実績が約20百万円であるが、換地処分等に当たり、事業参加者の農地に係る資産価値の変動に対応する本措置が設けられていることによって、事業実施前の計画段階における同意徴集等が容易となり、事業の円滑な実施が図られており、税収減を是認する効果が発揮されているものと考えている。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	換地処分等による農地集積等を円滑に進めるためには、農地取得に伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため、取得年度の税負担を軽減し、国等の予算（補助事業・交付金事業）に左右されない租税特別措置の手法が適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	換地処分等を伴う農業生産基盤整備に対しては国、都道府県、市町村等による補助制度等が講じられているが、換地処分等に伴う課税による事業参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、地方公共団体が行った換地処分に基づき実施することから、地方公共団体が協力するのは適当である。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		換地処分に伴う優良な農地の円滑な取得の遂行を通じた公共事業の推進を図る本租税特別措置は引き続き継続すべきである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月

## 1. 減税見込額積算

・法人税(平成28年度)……①

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{①} \\ \text{※1} \\ \text{41.109939} \times \text{0.234} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人税率)※2

・法人税(平成29年度)……②

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{②} \\ \text{※1} \\ \text{18.906571} \times \text{0.234} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人税率)※2

・法人税(平成30年度)……③

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{③} \\ \text{※1} \\ \text{1.951398} \times \text{0.232} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人税率)※2

・法人税(令和元年度)……④

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{④} \\ \text{※1} \\ \text{13.830706} \times \text{0.232} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人税率)※2

・法人税(令和2年度)……⑤

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{⑤} \\ \text{※1} \\ \text{62.541597} \times \text{0.232} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人税率)※2

## ○法人税減税見込み額

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} = 32.216 \text{ 百万円}$$

※1については、土地改良企画課の調査により把握

※税率は普通法人に適用される税率により算出

・年度別法人税率

平成28～29年度	0.234
平成30年度以降	0.232

・法人事業税(平成28年度)……⑥

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人事業税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{⑥} \\ \text{※1} \\ \text{41.109939} \times \text{0.067} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人事業税率)※

・法人事業税(平成29年度)……⑦

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人事業税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{⑦} \\ \text{※1} \\ \text{18.906571} \times \text{0.067} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人事業税率)※

・法人事業税(平成30年度)……⑧

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人事業税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{⑧} \\ \text{※1} \\ \text{1.951398} \times \text{0.067} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人事業税率)※

・法人事業税(令和元年度)……⑨

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人事業税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{⑨} \\ \text{※1} \\ \text{13.830706} \times \text{0.067} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人事業税率)※

・法人事業税(令和2年度)……⑩

$$\begin{array}{r} \text{見込額} = \\ \text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人事業税率)} \end{array} \begin{array}{l} \text{⑩} \\ \text{※1} \\ \text{62.541597} \times \text{0.07} \end{array}$$

単位:百万円  
(法人事業税率)※

## ○法人事業税減税見込み額

$$\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} = 9.457 \text{ 百万円}$$

※税率は普通法人に適用される標準税率による算出

・法人住民税(平成28年度)……⑪

単位:百万円  
(県民税率+市民税率)※

$$\text{見込額} = \text{⑪} \times 0.129$$

・法人住民税(平成29年度)……⑫

単位:百万円  
(県民税率+市民税率)※

$$\text{見込額} = \text{⑫} \times 0.129$$

・法人住民税(平成30年度)……⑬

単位:百万円  
(県民税率+市民税率)※

$$\text{見込額} = \text{⑬} \times 0.129$$

・法人住民税(令和元年度)……⑭

単位:百万円  
(県民税率+市民税率)※

$$\text{見込額} = \text{⑭} \times 0.129$$

・法人住民税(令和2年度)……⑮

単位:百万円  
(県民税率+市民税率)※

$$\text{見込額} = \text{⑮} \times 0.07$$

○法人住民税減税見込み額

$$\text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭} + \text{⑮} = 3.300 \text{ 百万円}$$

※税率は標準税率により算出

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

単位:百万円

2. 適用実績

区分	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R元 (実績)	R2 (実績)
適用件数	4	5	4	10	15
法人税減税見込額(単位:百万円)	9.620	4.424	0.453	3.209	14.510
法人事業税減税見込額(単位:百万円)	2.754	1.267	0.131	0.927	4.378
法人住民税減税見込額(単位:百万円)	1.241	0.571	0.058	0.414	1.016
減税見込合計額(単位:百万円)	13.615	6.262	0.642	4.550	19.904